

# 芦屋市放課後児童クラブ新年度入会 よくあるご質問 FAQ

## <全般>

Q1： 友達が他の学級にいますが、友達と同じ学級に入会することはできませんか。
A： できるだけ同じ方向へ下校するため、お住まいの住所によって学級分けをしています。友達の有無による学級分けはしていません。
Q2： 延長育成のみ、土曜育成のみの利用はできませんか。
A： 利用できません。通常の育成の利用を基本としています。
Q3： 長期休暇（夏休みなど）のみの短期利用はできますか。
A： 利用できません。一年を通した育成の利用を基本としています。

## <入会資格について>

Q1： 4月15日に育児休業から復帰するのですが、新年度（4月1日）入会はできますか。
A： 育児休業が終了する一か月前からの入会を認めていますので、入会できます。
Q2： 15時30分が終業ですが、通勤が60分以上かかり、子どもの帰宅時間に間に合いません。
A： 申立書に具体的な通勤経路と、申請者の住所、氏名及び申請児童の氏名の記入、押印をお願いします。
Q3： 15時30分が終業ですが、残業が毎日60分以上あり、子どもの帰宅時間に間に合いません。
A： 申立書に、会社の代表者あるいは直属の上司の方に残業の状況等を具体的に書いていただいたうえで、会社名、上司の方の役職名・氏名、保護者氏名を記入していただき、会社あるいは上司の方に押印いただいたものをご提出ください。
Q4： 疾病（または負傷）があるため、放課後の育児が難しい状態です。入会はできますか。
A： 原則として、1ヶ月以上の入院・療養等が見込まれる場合、入会手続きを行うことが可能です。その際、具体的な入院・療養期間が記載された診断書をご提出ください。（「保育に欠ける」など、保育が難しいことの記載をお願いします。）
Q5： 現在市外に住んでいて、芦屋市に引っ越し予定です。入会はできますか。
A： 芦屋市内に引っ越すことが客観的に証明できる書類（不動産売買契約書・賃貸契約書の写し等）および申立書の提出があれば、入会手続きを行うことが可能です。その際、申請書および申立書には市外の住所と引越し予定の住所両方をご記入ください。
Q6： 申立書の形式を教えてください。
A： 指定の用紙はあります（場所：各学級、青少年育成課）が、手書きでも可です。その際 A4 サイズの用紙に、芦屋市長宛に、申請者のご住所、申請者氏名及び申請児童の氏名の記入、押印をお願いします。

## <在職証明書について>

Q1： 就労日数が月によって変わりますが、会社のシフトによる場合はどうなりますか。
A： 在職証明書を発行してもらった際、勤務日数欄に1週あたりの平均勤務日数を記入してもらってください。就労日数、時間の証明が受けられない場合は、月のタイムカード、シフト表または変則就労の申立書の提出をお願いします。
Q2： 病院に勤務しており、早番、遅番があるのですが、勤務時間の扱いはどうなりますか。
A： 遅い方の終業時間まで勤務を行っているものとみなします。
Q3： 複数の会社を掛け持ちしている場合の勤務時間の扱いはどうなりますか。
A： 遅い方の終業時間まで勤務を行っているものとみなします。
Q4： 会社が社印（角印）しかないと言っているのですが。
A： 青少年育成課までお問い合わせください。

Q5： 支社に勤めています。在職証明は本社に発行してもらわないといけないでしょうか。	A： 証明書の発行が可能でしたら、支社による証明書を提出していただいても結構です。
Q6： 派遣会社なのですが、派遣元か派遣先のどちらの在職証明を取ればよいですか。	A： 派遣元での在職証明をお願いします。勤務状況は派遣先の内容をご記入ください。 また、派遣先の連絡先を記入する欄がありますので、そちらもご記入ください。
Q7： 会社に在職証明書を送っていますが、まだ発行されません。	A： 必要な書類が揃わないと、受付できません。書類を揃えた上で、受付期間内に提出をお願いします。
Q8： 会社が発行した在職証明を使用してもよいですか。	A： 使用できません。こちらが指定する様式での提出をお願いします。
Q9： 学校に通っています。どのような書類を提出すれば良いですか。	A： 在学証明書、時間割のわかるカリキュラムおよび申立書の提出をお願いします。
Q10： 今年から学校に通う予定です。どのような書類を提出すれば良いですか。	A： 合格通知書、時間割のわかるカリキュラムおよび申立書の提出をお願いします。
Q11： 趣味で英会話教室に通っているのですが、入会できますか。	A： 保護者については、単に趣味や教養を高めるために学校に通う場合は、児童の育成ができない状態とは認められないので、入会できません。
Q12： 兄弟で入会したいのですが、在職証明書は人数分必要ですか。	A： 原本が一部あれば、二人目以降はコピーの提出で大丈夫です。
Q13： PDFやFAXで提出してもよいですか。	A： 在職証明書に限らず、申請書類一式は原本での提出をお願いします。

### <営業状況申立書>

Q1： 添付書類の確定申告や開業届がない場合はどうすればよいですか。	A： 行っている事業のホームページ、履歴事項全部証明書、許可書、営業許可通知書など、自営業を行っている客観的にわかる資料をご用意ください。
Q2： まだ今年度分の確定申告をしていないのですが、どうすればよいですか。	A： 直近の確定申告書をご提出ください。

### <減免>

Q1： 市民税・県民税課税証明書はどこで発行できますか。	A： 請求する年度の1月1日時点の住所に置かれた役所で発行できます。芦屋市では、市民課・課税課・ラポルテ市民サービスコーナーで発行できます。詳細は各部署までお問い合わせください。
Q2： 兄弟で申し込むのですが、市民税・県民税課税証明書は人数分必要ですか。	A： 二人以上の申請の場合、原本の提出を一部いただければ結構です。(コピーは不要) ただし、減免申請書は兄弟分ご提出下さい。
Q3： 市民税・県民税課税証明書は何年度のものが必要ですか。	A： 入会のご案内にも記載されております通り、昨年度分(平成31年度受付の場合、平成30年度の分)の市民税・県民税課税証明書をご提出ください。
Q4： 母子・父子家庭証明書や芦屋市ひとり親家庭証明書はどこで発行できますか。	A： 子育て推進課(市役所南館1階)で発行できます。
Q5： 減免が受けられるか微妙なのですが、確認してもらえないでしょうか。	A： 必要な書類をご用意のうえ、青少年育成課までお問い合わせください。